

五監公告第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年12月27日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

商工観光課

4. 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和5年11月29日～令和5年12月25日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合しおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

ひゃんで花火大会は大会実行委員会主催の行事であるが、は～とふる五泉館に勤務する会計年度任用職員に募金の集計を行わせている。

本来実行委員会の業務であるものを市が行うのであれば、双方で必要な取り決めを整備されたい。

また、取り決めにより市が業務を行うのであれば、現金の取り扱いに際しては、慎重を期し透明性を確保するため、マニュアル等により適正に管理されたい。

(2) 所見

新たな雇用の創出と拡大を図るため、産業政策監を採用し企業誘致活動に取り組んでいるところである。企業訪問により五泉市の個性と特長を積極的にPRするとともに企業ニーズを把握し、新たな誘致につながるよう引き続き努められたい。

また、業務において想定されるリスクについて、見直しや新たなリスクの洗い出しを定期的に行い、未然に防ぐための行動や手順、情報を組織内で共有するためのマニュアルを整備するなどリスクマネジメントに努められたい。